

2026年1月7日付特別手続からの共同書簡に対する日本政府による回答

参照番号 OL JPN 5/2025

2026年4月20日

1. 日本政府(以下「政府」または「我々」という)は、現代的形態の奴隷制(その原因及び結果を含む)に関する特別報告者、ビジネスと人権に関する作業部会議長、移住者の人権に関する特別報告者、および人身取引、特に女性及び子どもの人身取引に関する特別報告者によって2026年1月7日付で発出された共同書簡に留意する。同書簡では、一定の懸念が提起されていることが示されるとともに、「育成就労制度」(以下「本制度」という)について、各特別手続自身の懸念が表明されている。
2. 我々は、共同書簡において政府に回答を求められた質問2から7について回答させていただく。質問1に対する政府の回答は、質問2から7への回答の中に含まれている。
3. 本制度の具体的な実施については、2027年4月1日の施行開始に向けて現在詳細を検討中である。本回答は、2026年4月20日時点で入手可能な情報に基づくものであることに留意されたい。

【質問2への回答】

4. 我々は、ILO第181号条約第7条第1項が、送出国における送出国機関が徴収する手数料のような事項について、締約国に対し、その執行管轄権を超える措置を講じる義務を課しているとは考えていない。
5. この点に関し、国内措置として、育成就労法第28条第1項は、監理支援機関が育成就労外国人から手数料を徴収することを禁止している。したがって、我々は、本制度が前記条約規定に違反するものとは考えていない。
6. 我々は、法施行後の状況を踏まえつつ、共同書簡で提起された論点について検討していく。

【質問3への回答】

7. 本制度においては、技能実習制度と同様に、暴力やパワーハラスメントを含む人権侵害を受けた場合など、やむを得ない事情がある場合には転籍が認められる。また、一定の要件の下で、本人意向による転籍も認められる。
8. 本人意向による転籍については、以下の要件が課される。
 - 転籍を希望する育成就労外国人は、各分野別運用方針において定められた一定水準の技能および日本語能力を取得していなければならない。
 - 育成就労外国人は、直近で雇用されていた育成就労実施者(以下「実施者」という)のもとで、転籍が制限される期間として1年から2年の間、引き続き育成就労に従事しなければならない。この期間の具体的長さは、各育成就労産業分野の分野別方針によって定められる。ただし、その方針により

定められた期間が1年を超える場合であっても、実施者は自らの裁量により当該期間を1年と設定することができる。

- 育成就労外国人は、転籍時に民間職業紹介事業者から職業紹介を受けてはならない。
- 転籍先の実施者は、適正な実施者でなければならない。
- 本人の希望により他の実施者へ転籍した育成就労外国人の割合は、当該実施者が雇用する育成就労外国人総数に対して一定の上限内に収まっていなければならない。
- 転籍先の実施者は、転籍元の実施者に対し、所定の金額*を支払わなければならない。
*この金額は、育成就労外国人の受入れおよび育成に関する費用（主務大臣が告示で定めるもの）に、転籍元実施者における就労期間に応じた按分率を乗じて算定される。

9. これらの要件は、外国人労働者の権利をより適切に保護し、その技能を適切に育成するために設けられている。

10. 我々は、法施行後の状況を踏まえつつ、共同書簡で提起された論点について検討していく。

【質問4への回答】

11. 育成就労外国人または特定技能1号外国人に家族帯同を認めるか否かについては、本人の家族扶養能力や家族受入れに伴う社会的コスト等を考慮しつつ慎重に検討すべき事項である。有識者会議における議論を踏まえ、育成就労外国人および特定技能1号外国人については家族帯同を認めないこととした。
12. 我々は、法施行後の状況を踏まえつつ、共同書簡で提起された論点について引き続き慎重に検討していく。

【質問5への回答】

13. 季節性分野における労働者派遣形態による育成就労は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律その他の法令に基づき許可を受けた事業者に限って認められる。
14. 通常の制度形態と同様に、実施者は育成就労計画を作成して認定を受けること、および監理支援機関による監査を受けることが求められる。加えて、労働者派遣形態による本制度の適正な実施および育成就労外国人の保護を確保するため、実施者となる派遣元事業者および派遣先事業者の数並びに当該実施者のもとで就労可能な育成就労外国人の数について、適切な上限を設定している。

【質問6への回答】

15. 個人情報管理および入国後講習の実施に関する業務を除き、監理支援機関の職員は、密接な関係を有する実施者に対する監理支援業務に従事することは認められていない。
16. また、監理支援機関の中立性および独立性を確保するため、監理支援機関には外部監査人の選任が義務付けられている。

17.我々は、法施行後の状況を踏まえつつ、共同書簡で提起された論点について引き続き慎重に検討していく。

【質問7への回答】

18.技能実習制度の下では、外国人技能実習機構(OTIT)が8言語による母語相談窓口を設置している。また、電話や電子メールに加えてウェブ会議アプリケーションも活用することにより、日常生活に関する事項から実施者に関する問題まで、幅広い相談に対応する体制を整備している。さらに、実施者には生活指導員の配置が義務付けられており、監理団体には実習生の母語で相談対応できる体制の整備が義務付けられている。

19.OTITの相談窓口および相談方法については、「技能実習生手帳」(以下「手帳」という)に記載されている。我々は、すべての技能実習生に対し入国時に手帳を配布し、また入国後講習の教材として使用することで、これらサービスの周知を図っている。入国後講習では、実習生に対し手帳のアプリ版をダウンロードするよう促している。手帳自体にもこのアプリをダウンロードするためのQRコードが掲載されており、ダウンロードすることで、実習生はスマートフォンその他の端末上で手帳の内容を確認することができる。

20.特定技能制度の下では、受入れ機関または登録支援機関は、特定技能外国人(1号に限る)に対して支援を提供する義務を負っている。その支援には、労働関係法令違反があった場合の対応方法に関する相談および説明が含まれる。

21.我々は、技能実習制度および特定技能制度の下で実施されている前記取組を踏まえつつ、外国人労働者の司法アクセスおよび救済へのアクセスを確保するための方策について検討している。